

福島県指定構造計算適合性判定機関指定要綱

〔平成21年12月25日〕
21建第4345号

改正 平27. 3. 2

改正 平27. 6. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）を公正かつ適正に指定するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定区分)

第3条 判定機関の指定は、法第18条の2第3項において読み替えて適用する法第6条第5項、法第6条の3第1項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）について、次の区分に従い行う。

- 一 判定対象の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。）が、延べ面積10,000平方メートル以下のものを行う者としての指定
- 二 前号以外の判定を行う者としての指定

2 建築確認等を受けた建築物の計画の変更の場合における判定の業務については、前項の規定にかかわらず、当該計画の変更に係る直前の建築確認等に係る判定を行った者が業務を行うことができる。

(指定の基準)

第4条 判定機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第77条の35の4に定める指定基準及び別に定める「福島県指定構造計算適合性判定機関指定基準」に適合する他次に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 福島県全域を業務区域とすること。
- 二 前条第1項第一号の区分の指定を受ける機関にあっては、法第77条の35の9に規定する判定員において判定の業務を行う事務所を福島県内に置くこと。
- 三 構造計算適合性判定委員会（法第6条の3第3項及び法第18条第6項等に規定する専門的な識見を有する者の意見を聴くための委員会）を設置すること。

四 判定業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

(指定の申請)

第5条 知事は、判定機関の指定に係る申請（以下「申請」という。）を随時受け付けるものとする。

2 申請は、「指定構造計算適合性判定機関指定申請書（機関省令別記第10号の2様式）」に次の書類を添えて、正本1部、副本7部を提出することにより行うこととする。

一 機関省令第31条の3各号に掲げるもの。

二 機関省令第31条の8の規定による書類。（第3条に規定する指定区分及び第4条に規定する指定の基準に係る項目は、当該区分及び基準に適していることが判るよう記載すること）。

三 前二号に記載されたものの他、第4条に掲げる指定の基準に適合していることが判るもの。

(審査の方法及び指定の決定)

第6条 知事は、申請があった場合において、前条第2項により提出された申請書類に記載された内容から、第4条の規定により審査する。

2 指定の決定に当たっては、あらかじめ福島県建築審査会の意見を聴くものとする。

(指定通知及び公示)

第7条 知事は、判定機関の指定を行った場合、指定した者へその旨を通知するとともに、県報で公示する他、福島県土木部建築総室ウェブページでの公表等周知に努める。

(指定の更新)

第8条 第3条から第6条第1項までの規定は、指定の更新の場合について準用する。ただし、第5条第2項に規定する提出部数については、正本1部を提出することにより行うことができるものとする。

2 知事は判定機関の指定の更新を行った場合、指定を更新した者へその旨を通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、判定機関の指定に必要な事項は、建築指導課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

2 この要綱の施行の日から当該年度末日までの間にあつては、知事は申請の期間を定めるものとし、第5条第1項の規定は適用しないものとする。この場合にお

いて、当該申請の期間など申請に必要な事項について「福島県指定構造計算適合性判定機関募集要領」に定め、福島県土木部建築総室ウェブページで公表するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

